

様式第1号

景観評価リスト

事業所管課	境港管理組合 工務課	事業担当 氏名	土木技師 露木 裕文
-------	---------------	------------	---------------

1 事業概要

事業名	外港竹内南地区貨客船ターミナル整備事業
事業箇所	<input type="checkbox"/> 景観形成重点区域内（ <input checked="" type="checkbox"/> 景観計画区域） <input type="checkbox"/> 自然公園区域（ <input type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（ ） ）
事業の種類	建築物の建築
事業期間	平成27年度～平成31年度
事業の規模	旅客上屋 鉄骨造平屋（一部2階建）：建築面積4,323m ² （延床面積3,770m ² ）、建築高さ10.4m 貨物上屋 鉄骨造平屋：建築面積1,566m ² （延床面積1,276m ² ）、建築高さ7.2m
事業目的	境港は鳥取・島根両県にまたがる港として、両県の経済発展に大きな役割を担っており、近年では国際フェリー就航や大型クルーズ船の寄港増加などを背景として、国内外からの人・モノの流れが活発化している。 こうした中で、境港では、物流効率化や施設の老朽化への対応、船舶航行安全の確保を目指した港全体の機能再編を進めており、外港竹内南地区において、内賀RORO船、国際フェリー、クルーズ客船等の機能集約化に対応した複合一貫輸送ターミナルを整備するものである。 また、旅客ターミナル周辺の既存施設（観光施設、商業施設等）との連携による、一体的な賑わいの創出を期待するものである。

2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向 (①～③のいずれかを選択して記入)	
①整備する施設が視点場となる場合	
②整備する施設が主対象になる場合	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境及び景観と調和のとれたシンプルでシャープな外観と落ち着いた色彩の建物計画とする。
③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合	
(2) 特に配慮する事項	
<ul style="list-style-type: none"> 景観や街並みの形成に貢献でき、調和のとれた形状、色彩とする。 	

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 ■ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 <input type="checkbox"/> 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。 	<p>建物高さを抑え、海を望む景観に配慮した。</p> <p>道路から20m以上後退した位置に配置した。</p>

	<p><input type="checkbox"/> 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状ができる限り変えない位置とする。</p> <p>■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</p>	建物高さを抑え、景観に影響を与えないように計画した。																				
形態・意匠	<p>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</p> <p>■ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</p>	全体的に統一感を持たせたシンプルでシャープなデザインとし、周囲の景観とも調和するようなものとした。 屋上設備はアルミルーバーで囲い、露出させないような計画とした。																				
色彩	<p>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</p> <p>■ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p> <p><input type="checkbox"/> ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</p> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R～10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	無彩色をベースにし、周辺の景観と調和するような計画とした。 具体色について左記の色相・彩度の範囲の基に決定していく。
有彩色の色相	彩度																					
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																			
0.1R～10R	2以下	2以下	4以下																			
0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下																			
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																			

4 特記事項 【具体的対応について】

特になし

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。